

IV 保安検査の検査方法と合否基準等

1 安全弁の作動検査周期

複数の高圧ガス製造事業所において、安全弁の検査周期について**高圧ガス保安法令違反(誤認)**が判明し、国及び県から平成23年7月5日付けで注意喚起があった。

(注意喚起を受けた内容)

安全弁の検査周期は告示で定められているが、告示基準を誤認し、毎年実施しなければ **ならないところ、2年ないし4年に1度しか検査をしていなかったもの**

告示第14条 保安検査周期(抜粋)

製造施設	期間
<p>第1種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>ト JISB8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及びちに掲げるものを除く。)</p> <p>チ JISB8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。)</p>	<p>2 年</p> <p>4 年</p>

JISB8210適用範囲外の安全弁

次の安全弁はJISB8210(1994)の**適用範囲外**のため、作動検査周期は1年となる。

- 1 液体の圧力を開放するために供するもの
- 2 設定圧力0.1MPa未満及び42.9MPaを超えるもの
- 3 車両用など特殊構造のもの
- 4 圧力調整に用いるアンローダに類するもの
- 5 弁座口径が25mm未満のもの

2 安全弁作動検査の合否基準

(1) 高圧ガス保安法令基準

法令基準では、「許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること」とある。

保安検査の際は、通常、作動検査の吹始圧力や吹止圧力等が安全弁の設定圧力に対する許容範囲内かどうかにより合否を判断しているが、これに対応する具体的な定めは法令等にはない。

(2) 合否基準の現状

現状において、具体的な法令基準が定められていないことから、**製造事業所及び検査会社は、社内基準としてこれを定めること。**